保護者のみなさんへ

令和８年度 就学援助制度（入学準備金等）のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小学校への入学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に入学準備金等を援助しています。援助を希望される方は下記により申請してください。

なお、入学後の就学援助（令和９年度分）を希望される方は、令和９年３月２日以降、別途就学援助の申請が必要となりますのでご注意ください。

１　申請期間・会場

(1) 日　時：**令和８年 11 月２日(月)～11 月 30 日(月)**
[土日祝日を除く平日午前８時 30 分～午後５時 15 分]

(2) 場　所：**豊橋市役所 学校教育課**（豊橋市役所東館 11 階）

※ 申請期間を過ぎた場合は受付できません（この場合、翌年３月２日から４月 30 日までに就学援助の申請を行い、認定された場合に限り新入学学用品費が援助されます）。

２　申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預金通帳

※場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。（下記参照）

３　援助の内容

区　分	学　年	支給方法	支給時期
入学準備金（小学校）	市内小学校就学予定者	入学準備金受給認定を受けた者のうち、令和９年１月 31 日時点で豊橋市内に住民票のある方に対して定額を支給。	２月末 ※1
学校生活管理指導費		「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料について、申請（※2）により 2,000 円を限度額として実費支給。	申請次第

※1　受給された方は、次年度就学援助の認定を受けた場合であっても新入学学用品費は支給されません。

※2　**入学準備金とは別に申請が必要で、12 月１日以降に発生した文書料を援助します。**なお、**申請期限は令和９年３月 31 日です。**詳しくは保健給食課（51-2835）までお問合せください。

４　援助を受けられる方

番号	項　目	事情を明らかにする書類
1	所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方	**必要ありません。** ただし、令和８年１月１日時点で豊橋市に住民票がない方は、令和８年度（令和７年所得額）所得証明書が必要です。
	(1) 援助を受けることができる基準は、所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が下記の金額以下です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。 (2) 認定後の世帯異動や転出等の事情により援助が取り消しとなる場合があります。 **【所得基準額】**	

家族人数	２人	３人	４人	５人	６人
所得額	2,254,000 円	2,773,000 円	3,334,000 円	3,741,000 円	4,278,000 円

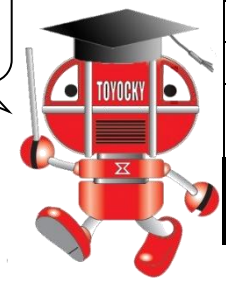
※7 人以上は、6 人家族の所得額に 1 人増すごとに 47 万円を加算した金額です。

※児童扶養手当を受給中の方であっても、所得基準以上の方は、援助対象外です。

※生活保護を受けている方は、この手続きによる入学準備金の支給はありません。

※やむを得ない事情による失業等、その他経済的にお困りの方は、別途ご相談ください。

あなたの世帯の所得合計額を計算してみましょう！



区　分	所　得	備　考
児童生徒の父	ア　　円	児童生徒と別居の場合(単身赴任等)も計算対象になります。
〃　母	イ　　円	
その他の世帯員	ウ　　円	住民登録上の同一世帯員(祖父母等)の所得合計額です。
家族人数(全員)　　人	所得合計額(ア＋イ＋ウ)　　円	家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数です。

＊　＊　＊　問い合わせ先　＊　＊　＊

豊橋市教育委員会 学校教育課（☎51－2825）／市役所東館 11 階